

平成 24 年 7 月 6 日

各 位

上場会社名 株式会社ネクスト  
代表者名 代表取締役社長 井上 高志  
(コード番号 2120 東証第一部)  
問合せ先 取締役執行役員管理本部長 浜矢 浩吉  
(TEL. 03-5783-3603)

## **証券取引等監視委員会による当社従業員に対する 課徴金納付命令勧告について**

本日、証券取引等監視委員会から、下記のとおり、当社の従業員について、金融商品取引法違反(インサイダー取引規制違反)の事実が認められたとして、課徴金納付命令を发出するよう、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、勧告を行ったとの発表がなされました。

株主・投資家をはじめとする関係者の皆様にご迷惑をおかけしておりますことを深くお詫び申し上げます。

### 記

#### 1. 勧告の概要

勧告によりますと、課徴金納付命令対象者である当社従業員は、平成 24 年 3 月期通期業績予想の修正及び同期の配当予想の修正に関する未公表事実をその職務に関して知り、この事実が公表された平成 23 年 11 月 9 日より前の同日朝方に、当社株式合計 4,300 株を自己の計算において総額 148 万 3,500 円で売り付けたものであります。

この行為が、金融商品取引法第 175 条第 1 項に規定する「第 166 条第 1 項又は第 3 項の規定に違反して、同条第 1 項に規定する売買等をした」行為に該当すると認められました。

上記の違法行為に対し、当社従業員が金融商品取引法に基づき納付を命じられる課徴金の額は、24 万円です。

#### 2. 当社従業員に対する処分等について

当社従業員に対する処分に関しましては、今後予定される審判の結果も踏まえ、社内規程に則り厳正に対処致します。

#### 3. コンプライアンスの一層の徹底について

当社では、内部者取引管理規程を制定し、その周知徹底を図るとともに、定期的な注意喚起を実施する等、内部者取引の未然防止に取り組むとともに、弁護士によるコンプライアンス研修の実施等、幅広くコンプライアンスの徹底を図ってまいりました。

そのような中で今般当社従業員が勧告を受けたことは誠に遺憾であり、当社と致しましては、かかる事実を重く受けとめ、当社役員及び従業員による内部者取引防止の強化・徹底に一層努めるとともに、コンプライアンスに関する教育の一層の強化を図ってまいります所存です。

株主・投資家をはじめ関係者の皆様におかれては何とぞご理解の程宜しくお願い申し上げます。

以 上